

京都市告示第379号

京都市清水坂観光駐車場，京都市銀閣寺観光駐車場及び京都市嵐山観光駐車場の指定管理者である一般財団法人京都市都市整備公社からの申請を受け，有料供用時間について，京都市観光駐車場条例第3条ただし書の規定に基づき，次のとおり変更します。

平成24年12月25日

京都市長 門川 大作

駐車場名	期 間	変 更 有 料 供 用 時 間	現 行 有 料 供 用 時 間
京都市清水坂観光駐車場	平成24年12月29日 から同月31日まで	午前0時から 午後12時まで	なし
京都市銀閣寺観光駐車場 京都市嵐山観光駐車場		午前8時から 午後5時まで	

(建設局土木管理部自転車政策課)